

Client Alert

2022年4月号 (Vol.100)

1. はじめに
2. 知的財産法：個人情報保護委員会「事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報」を公表
3. 競争法／独禁法：公取委、判別手続に関する解説の拡充
4. エネルギー・インフラ：改正再エネ特措法の施行
5. 労働法：カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等の作成について
6. 会社法：GPIF、国内株式運用機関が選ぶ『優れた TCFD 開示』を公表
7. 危機管理：「監査意見不表明及び有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出時期に関する留意事項」の公表
8. 一般民事・債権管理：消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の改正法案の国会提出
9. M&A：中小企業庁、事業承継ガイドラインの改訂版及び中小 PMI ガイドラインを公表
10. キャピタル・マーケット：GPIF 運用機関が考える『重大な ESG 課題』が公表
11. 税務：外国子会社合算税制に関する近時の裁判例（東京高裁）
12. 中国・アジア（インド）：インドにおける企業結合に際しての事前届出の免除措置の延長
13. 新興国（メキシコ）：「先住民族及びアフロ・メキシカン並びにその共同体の文化遺産保護のための連邦法」の制定
14. 国際訴訟・仲裁：米国が外国判決の承認・執行に関する新しいハーグ条約に署名

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

森・濱田松本法律事務所では、2014年1月より、クライアントの皆様にご分野のリーガルニュースを集めた「Client Alert」を配信させていただいてまいりましたが、このたび Client Alert 2022年4月号 (Vol.100) として、第100号の節目を迎えることができました。

これもひとえに、クライアントの皆様のご愛顧の賜物であると、深く感謝申し上げます。

引き続き、各分野における対応のご支援となるべく、最新のリーガルニュースをお届けしてまいりますので、今後ともよろしくご依頼申し上げます。

Client Alert

2. 知的財産法：個人情報保護委員会「事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報」を公表

2022年4月1日の改正個人情報保護法の施行にあわせて、2022年3月30日、個人情報保護委員会は、「個人情報保護委員会事務局レポート 仮名加工情報・匿名加工情報 信頼ある個人情報の利活用に向けて」の制度編及び事例編を公表しました。

<https://www.ppc.go.jp/aboutus/minutes/2021/20220330/>

従前、個人情報保護委員会は、匿名加工情報についての事務局レポートを公表していましたが、今般、改正個人情報保護法で導入された仮名加工情報についての記載が追加されました。

制度編では、既に公表されているガイドライン等の記載も取込みつつ、具体的な加工方法や、仮名加工情報を取り扱う場合の留意点等について説明されています。事例編では、仮名加工情報に関する以下の2事例が紹介されており、実務上の参考になります。

1. 事例 1：事業者が持つ一つのデータベースに含まれる個人情報を仮名加工情報に加工し利用目的を変更して利用する事例
2. 事例 2：事業者が持つ複数のデータベースに含まれる個人情報からそれぞれ仮名加工情報を作成し利用目的を変更した上で同一の個人ごとに仮名加工情報を突合して利用する事例

パートナー 小野寺 良文
☎ 03-5223-7769
✉ yoshifumi.onodera@mhm-global.com

パートナー 田中 浩之
☎ 03-6266-8597
✉ hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

3. 競争法／独禁法：公取委、判別手続に関する解説の拡充

2022年3月25日、公取委は、HPにおける判別手続に関する解説資料として、判別手続に備えた電子メールの利用についての具体的な手順や注意点の説明を追加しました（「本追加解説」）。

判別手続は、日本版秘匿特権とも呼ばれ、簡単に言えば、公取委がカルテル・談合等に関する行政調査において事業者に提出を命じた物件のうち、事業者と弁護士との間で行われた通信については、一定の条件を満たすことが確認された場合には、審査官がアクセスすることなく事業者へ還付されるという手続です。課徴金制度が大幅に見直された令和元年改正独禁法の施行（2020年12月25日）と同時に導入されました。

Client Alert

事業者がカルテル・談合の疑いのある行為について弁護士に相談した場合、その相談内容は違反やその認識を示す証拠となり得るため、その後に公取委の調査を受けた場合には（その調査が自らの課徴金減免申請を契機とするものであるか否かにかかわらず）非開示とする利益があります。判別手続は、これを一定の条件の下で可能とするものです。その概要は下表のとおりです（[Client Alert 2020年5月号（Vol.77）](#) もご参照ください。）。

対象となる行為	課徴金減免制度の対象となる違反行為（カルテル・談合等）の疑いのある行為（「対象行為」）
対象となる調査	対象行為について公取委が行う行政調査（犯則調査は対象外。）
対象となる物件	対象行為に関する法的意見について事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信（「特定通信」）を記録した物件（「法的意見」が記載されていないもの（例：ヒアリングメモ）は対象外。また、外国弁護士や（原則として）組織内弁護士は対象外。）
適切な保管方法	①物件の表面その他の見やすい箇所に特定通信を記録したものである旨が明らかとなるような表示をしておくこと ②事業者として管理する特定の場所で保管し、当該物件の保管場所とそれ以外の物件の保管場所とを外観上区分しておくこと ③物件の内容を知る者が、事業者を代表して弁護士に相談する職責にある（あった）者等（例：法務部門役員）に限定されていること

このように、判別手続は、事業者の利益を保護する価値の高い手続である一方、これを活用するためには平時からの備えが必要となります。また、満たすべき条件や手続については、分かりにくい、あるいは対応コストが重いと認識している事業者も少なくありません。公取委は、判別手続の導入の前から特設サイトを設け、随時、解説・情報発信を行ってきたところですが、今般、さらに解説資料を追加し、事業者と弁護士とのメールが上表の「適切な保管方法」とされるための具体的方法を解説しています。以下、追加解説の概要について、時系列に沿って手順・留意点を紹介します。

メールアカウントの設定	特定通信メールの送受信を行うためだけに使用するメールアカウント（「特定アカウント」）を作成する。 （特定通信のやり取りを担当する相談当事者が複数いる場合に、特定アカウントを共有することは可能だが、相談当事者以外が特定アカウントにアクセスできるようにするのは不可。）
弁護士とのメール送受信	電子メールの件名及び添付ファイル名に特定通信であることが分かる表示（例：「公取審査規則特定通信」）をする。

Client Alert

	課徴金減免対象被疑行為以外に関するやり取りを特定アカウントで行うと、当該アカウントは、特定アカウントでなくなるため注意が必要。
メールの社内共有	<p>特定通信の内容を共有してよい者の範囲を明確にした上で、以下のような適切な共有の環境を整える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内の共有フォルダにアクセス制限を設定した上でメールをエクスポートして保存する。 ・ 社内のシェアスペース（イントラネット上の掲示板等）にアクセス制限を設定した上でメールの内容を転記する。 ・ 特定アカウントから別の特定アカウントへメールを転送する。
その他	<p>適切な保管を行っていなかったメールを判別手続の対象としたい場合は、以下の措置を講じ、同措置を講じなければならなかった理由の説明を準備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①メールをエクスポートする等して別の電子ファイルを作成する。 ②エクスポート後の電子ファイルに特定通信であることが分かる表示を行い、特定の保管箇所（相談担当者が管理し、特定通信のデータ以外の電子データの保存箇所とは区別されている箇所）に保存する。

追加解説の内容は分かりやすく、判別手続の利用に向けた平時の体制を構築する上で参考になるものです。これまで判別手続について検討したことがない企業や、検討したものの体制構築に至っていない企業には、いざという時の備えとして、追加解説も参考に、判別手続の利用に向けた体制構築を検討することが推奨されます。

パートナー 宇都宮 秀樹
 ☎ 03-5223-7784
 ✉ hideki.utsunomiya@mhm-global.com

カウンセラー 竹腰 沙織
 ☎ 03-6266-8903
 ✉ saori.takekoshi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾
 ☎ 092-739-8144(福岡)
 ✉ shingo.ushirogata@mhm-global.com

4. エネルギー・インフラ：改正再エネ特措法の施行

2022年4月1日、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」による改正再エネ特措法が施行されました。同法律による再エネ特措法の改正内容は、主に(i)法律名の変更、(ii)FIP制度の創設、(iii)系統整備に係る

Client Alert

賦課金制度の創設、(iv)太陽光廃棄費用の外部積立の原則義務化、(v)認定失効制度の導入の5点に亘り、これまで各改正の詳細設計が順次検討・公表されてきたところですが¹、本稿では、(ii)のFIP制度について、施行直近の動向として以下の点をご紹介します。

(1) 新たな認定基準

FIP制度の適用を受けるためには、従来のFIT制度と同様、発電事業計画を作成し経済産業大臣の認定を受ける必要があります。2022年3月31に公布された改正再エネ特措法施行規則（「施行規則」）5条8号の3口において、FIP制度の認定を受けるための独自の認定基準として、「認定申請発電設備²により発電される電気の取引や需給の調整に関する計画が適切であること」との要件が新設されています（施行規則5条1項8号の3口）。

この認定基準については、事業計画策定ガイドラインにおいて、FIP制度では（電気事業者の特定契約締結義務が定められていた従来のFIT制度と異なり）発電事業者が自ら供給方法を決定し、需給調整を行うことが求められることから、「認定前に電気の取引方法（市場取引や相対取引等）や需給管理方法（発電設備に求められるFITとFIP以外のリソースと同一BGを組成することや蓄電池等による発電タイミングのシフトを行う等）を行い適切に計画策定していくことが求められる」ものと説明されています。ただ、FIP制度を利用する場合の事業計画認定申請書の様式第2の2においては「需給管理の方法」や「電気の取引方法」の項目につき特段の注記はふさげられず、具体的にどのような記載であればこの要件を満たすと評価されるかについては、今後の実務運用に委ねられているため、留意を要します。また、同施行規則改正案のパブコメ結果によれば、認定の取得後に取引方法等を変更する場合は経済産業大臣への届出が必要となる旨の回答がなされているため、この点も留意を要します。

(2) FITからFIPへの移行要件

改正法においては、FIT制度の下で適用される調達価格を維持する（FIP制度の基準価格とする）形でFIT制度からFIP制度に移行することも認められます。かかる移行には経済産業大臣の認定を受ける必要があるところ、移行が認められるための認定基準として、以下の要件が定められています。

- ① 認定申請発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する相手方が、一般送配電事業者との契約に基づき、複数の発電事業者で組成される集団に属するための申込みを行っていること（施行規則5条1項8号の3ハ(1)）。
- ② 認定申請発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する方法（卸電力取引市場における売買取引以外の方法による売買取引を行う場合にあっては、供給の相手方を含みます。）が決定していること（同(2)）。

¹ それぞれの概要は、[Client Alert 2020年3月号 \(Vol.75\)](#) や [Client Alert 2021年3月号 \(Vol.87\)](#) 等をご参照ください。

² 「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備」をいうものとされています。

Client Alert

- ③ 認定申請発電設備により発電される電気を特定契約により電気事業者に供給する事業を、市場取引等により供給する事業の認定を受ける日までに廃止し、施行規則 11 条の規定に基づき届け出ることとしていること（同(3)）。
- ④ 系統連系先の一般送配電事業者が定める系統連系技術要件におけるサイバーセキュリティに係る要件³を遵守する事業者であること（事業計画策定ガイドライン）。

これらの認定基準については、事業計画策定ガイドラインにおいて、「FIT 制度に参入している多数かつ多様な事業者が詳細を理解せずに FIP 制度へ移行してしまい、その後 FIT 制度に移行することも認められないため、混乱する等の事態が発生する」リスクを防止するためのものと説明されています。事業計画策定ガイドラインによれば、移行の認定申請に当たっては、事前に、発電量調整供給契約の申込み（上記①）、供給先・供給方法の決定と事業計画の策定（上記②）、オンライン出力制御への対応（上記④）がそれぞれ必要になり、事後に FIT 認定の廃止の届出（上記③）が必要となると考えられます。

2017 年 4 月の再エネ特措法の改正施行時と同様、今次の改正が施行された 2022 年 4 月 1 日以降、改正内容の具体的な実務運用等について当局より様々な情報発信がなされるものと考えられますので、関係する事業者においては、引き続き動向を注視していくことが重要と考えられます。

パートナー 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhm-global.com
シニア・アソシエイト 山路 諒
☎ 03-6213-8126
✉ ryo.yamaji@mhm-global.com

5. 労働法：カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等の作成について

厚生労働省は、2022 年 2 月 25 日、関係省庁と連携の上、顧客等からの著しい迷惑行為（「カスタマーハラスメント」）の防止対策の一環として、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」（「本マニュアル」）や、本マニュアルの概要版であるリーフレット、周知・啓発ポスターを作成しました。

³ 事業計画策定ガイドラインのパブコメ結果によれば、「系統連系技術要件におけるサイバーセキュリティ対策はセキュリティ管理責任者の設置等です。詳細は各一般送配電事業者が公開している『託送供給等約款別冊 系統連系技術要件』をご参照ください。」と説明されています。

Client Alert

本マニュアルでは、学識経験者等の議論や顧客と接することが多い企業へのヒアリングを踏まえ、カスタマーハラスメントを想定した事前の準備、実際に起こった際の対応等、カスタマーハラスメント対策の基本的な枠組みが記載されています。

具体的には、顧客等の要求内容に妥当性はあるか、要求を実現するための手段・態様が社会通念に照らして相当な範囲かという観点を尺度としたカスタマーハラスメント該当性についての判断基準を設けるべきという内容や、基本方針・基本姿勢の明確化、従業員への周知・啓発、従業員のための相談対応体制の整備、社内対応ルールについての従業員等への教育・研修、従業員への配慮の措置等の企業が取り組むべきカスタマーハラスメント対策が記載されています。

本マニュアル記載の企業調査によれば、カスタマーハラスメントは、パワハラ、セクハラに続き相談が多くなされているハラスメントであり、増加傾向もみられます。カスタマーハラスメントは、従業員・企業・他の顧客等への悪影響が生じ得るものとなりますので、企業としては、本マニュアルを参考にカスタマーハラスメント対策をすることが望ましいといえます。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ taichi.arai@mhm-global.com

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ kazuki.sawa@mhm-global.com

6. 会社法：GPIF、国内株式運用機関が選ぶ『優れたTCFD開示』を公表

2022年3月23日、年金積立金管理運用独立行政法人（「GPIF」）は、「GPIFの国内株式運用機関が選ぶ『優れたTCFD開示』（「本開示」）を公表し、運用機関5社が選定した「優れたTCFD開示」を紹介しました。特に高い評価を得た例としては、シナリオ分析の結果と戦略への反映等を丁寧に説明している例（キリンホールディングス(株)）や、TCFDの各提言項目について詳細な開示を行っている例（(株)リコー、(株)三菱UFJフィナンシャルグループ）、事業単位にブレークダウンした詳細なシナリオ分析を実施した例（(株)日立製作所）が挙げられています。

コーポレートガバナンス・コード（「コード」）補充原則3-1③後段は、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、TCFD又はそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を求めており、かかるプライム市場向けの改訂コードは、東証新市場区分への移行が完了する2022年4月4日から適用されます。もっとも、2021年12月末時点の東証集計（「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況（2021年12月末時点）」）によると、補充原則3-1

Client Alert

③をコンプライする上場会社の比率は、市場一部上場会社及びプライム市場選択会社のいずれにおいても、70%を下回る水準に留まります。また、東証が行った実態調査（「TCFD 提言に沿った情報開示の実態調査」）では、各提言項目に沿った開示がされている会社は必ずしも多くないとの指摘もされており、補充原則 3-1③後段に基づく本格的な開示はこれからと思われます。なお、IFRS 財団は、国際サステナビリティ基準委員会（ISSB）を設立するとともに、気候関連開示のプロトタイプを公表しました。今後、TCFD と同様の枠組みとして、基準の整備が進むと期待される一方で、このプロトタイプは具体的で詳細であることから、これが標準となった場合は、気候変動について高い水準での開示が求められる可能性もあります。

特にプライム市場を選択した各社は、今後、本開示で紹介された好事例の内容も参照しつつ、補充原則 3-1③後段に基づく開示の実施及び開示内容の充実を図るとともに、ISSB の動向等にも継続的に注視する必要があります。

<参考資料>

GPIF : 「GPIF の国内株式運用機関が選ぶ『優れた TCFD 開示』」（2022 年 3 月 23 日）

https://www.gpif.go.jp/esg-stw/20220323_excellent_TCFD_disclosure_j.pdf

東京証券取引所 : 「コーポレートガバナンス・コードへの対応状況（2021 年 12 月末時点）」（2022 年 1 月 26 日）

<https://www.jpx.co.jp/news/1020/nlsgeu0000064xw3-att/nlsgeu0000064xyo.pdf>

「『TCFD 提言に沿った情報開示の実態調査』の公表について」（2021 年 11 月 30 日）

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0090/20211130-01.html>

“Climate-related Disclosures Prototype”（2021 年 11 月）

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/groups/trwg/trwg-climate-related-disclosures-prototype.pdf>

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhm-global.com

アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ ayana.kagawa@mhm-global.com

7. 危機管理：「監査意見不表明及び有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出時期に関する留意事項」の公表

2022 年 3 月、日本公認会計士協会において、「監査意見不表明及び有価証券報告書等に係る訂正報告書の提出時期に関する留意事項」（「本留意事項」）が公表されました。

Client Alert

本留意事項は監査業務に従事する監査法人等を名宛人としておりますが、その内容は会計不正が疑われる事案が生じた上場会社における有価証券報告書等の訂正報告書の提出時期に関する実務上の取扱いを変更するものです。

会計不正の疑いが生じた場合、必要であれば有価証券報告書等の提出期限の延長の手続を採るとともに、当該延長後の提出期限までに、過年度の問題も含めて会計不正に関する調査を完了させ、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書等及び進行期の有価証券報告書等を提出することを目指すこととなります。

しかしながら、事案によっては当該延長後の提出期限までに調査が完了しない場合もあります⁴。このような場合、従前の実務では、開示遅延による上場廃止を回避するため、当該提出期限までに判明した事項を前提に、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書等及び進行中の事業年度に係る有価証券報告書等を提出する事例が見られましたが、この場合、調査が完了していない状態であるため、監査意見は意見不表明となることが一般的でした。

この点について、本留意事項においては、有価証券報告書等の延長後の提出期限までに調査が完了しない場合には、①当該提出期限の時点では、(i)過年度の有価証券報告書等については訂正すべき内容が確定していない状況であると考え、当該時点では訂正報告書等を提出しない、(ii)進行期の有価証券報告書等については監査意見は意見不表明で提出する、②調査が完了し、訂正すべき内容が確定した時点で、過年度の有価証券報告書等及び進行期の有価証券報告書等の訂正報告書等をそれぞれ提出する（監査意見は意見不表明以外）という今後の取扱いが示されています。

本留意事項に示された今後の取扱いによる場合、進行期の有価証券報告書等は、延長後の提出期限において、過年度の訂正報告書を前提とせず、後に訂正が予定される状態で一旦提出されるということになります。有価証券報告書等には発行者や役員の法的責任が定められているため、かかる状態の有価証券報告書等においてどのような記載をすべきか慎重に検討する必要があると考えられます。

パートナー 藤津 康彦

☎ 03-6212-8326

✉ yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com

アソシエイト 清水池 徹

☎ 03-6266-8798

✉ toru.shimizuike@mhm-global.com

8. 一般民事・債権管理：消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の改正法案の国会提出

2022年3月1日、「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」（「本改正法案」）が国会に

⁴ 再延長が認められる場合もありますが、無制限ではありません。

Client Alert

提出されました。本改正法案は、消費者被害の防止や消費者被害の救済を強化する観点から、消費者裁判手続特例法等に関する検討会作成の2021年10月付「報告書」等の検討結果も踏まえ、消費者契約に関する民事ルールを規定した消費者契約法及び消費者被害を集団的に回復する裁判手続を規定した消費者裁判手続特例法（「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」）の改正を行うものです。

消費者契約法の主な改正事項は以下のとおりです。消費者契約を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、消費者がより安全かつ安心に取引を行うことのできるセーフティネットを整備することが目的とされています。

- ①勧誘目的を告げずに退去困難な場所へ同行して勧誘した場合等の消費者契約の取消権の追加（改正法4条3項）
- ②免責の範囲が不明確な条項（「法令に反しない限り、1万円を上限として賠償します」といった事業者の損害賠償責任を一部免除する条項で、それが軽過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていない条項）の無効（改正法8条3項）
- ③消費者から説明を求められた場合の解約料の算定根拠の概要を説明する努力義務（改正法9条2項）を含む事業者側の努力義務の追加及び拡充

消費者裁判手続特例法の主な改正事項は以下のとおりです。現状、必ずしも十分に利用されているとは言い難い消費者裁判手続特例法に基づく消費者団体訴訟制度について、消費者の被害をより救済しやすく、消費者がより利用しやすい制度へと進化させるとともに、制度を担う団体が活動しやすくなるような環境整備を行うことが目的とされています。

- ①消費者団体訴訟において、悪質商法に関与した事業監督者や被用者といった事業者以外の個人を被告とし得る場合の追加（改正法3条1項5号）
- ②消費者団体訴訟において、損害項目としての慰謝料の追加（改正法3条2項6号）
- ③消費者団体訴訟において、事業者に対する事業者が知れている消費者への個別の通知の義務付け（改正法28条）を含む情報提供方法の充実を図る条項の追加

本改正法案は、特に、直接、消費者取引を行う企業に対する影響が大きく、本改正法案の内容を踏まえ、自社の契約・約款の修正の可否等について検討が必要と考えられます。また、消費者裁判手続特例法の改正に伴って、今後、どの程度、消費者団体訴訟制度の利用が促進されるのか注視しておくことが重要です。

Client Alert

パートナー 木山 二郎

☎ 03-6266-8778

✉ jiro.kiyama@mhm-global.com

アソシエイト 谷口 行海

☎ 03-5220-1895

✉ ikumi.taniguchi@mhm-global.com

9. M&A：中小企業庁、事業承継ガイドラインの改訂版及び中小 PMI ガイドラインを公表

2022年3月17日、中小企業庁から、「事業承継ガイドライン」の改訂版が公表されました。

今回の改訂は、前回の改訂から約5年ぶりの改訂であり、掲載データの更新や関係法令等の改正内容の反映に加えて、前回の改訂以降新設・拡充された施策等（法人版事業承継税制、個人版事業承継税制、所在不明株主の整理に係る特例等の支援措置等）についての説明が追加されています。また、新たに別冊として「事業承継に関する主な支援策（一覧）」が公表されています。

このほか、近年の従業員承継や第三者承継（M&A）による事業承継の増加を受けて、従業員承継について後継者の選定・育成プロセスを事例と共に詳細に解説し、また、第三者承継（M&A）について2020年3月策定の「中小 M&A ガイドライン」等の内容を反映する等、従業員承継及び第三者承継（M&A）に関する記載が充実したものとなっています。

さらに、現経営者目線だけでなく、事業の後継者目線に立った説明も追加されており、今回の改訂により、現経営者及び事業の後継者双方からの円滑な事業承継に向けた取り組みの推進や支援策の活用が期待されます。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

アソシエイト 松尾 博美

☎ 03-5293-4887

✉ hiromi.matsuo@mhm-global.com

10. キャピタル・マーケット：GPIF 運用機関が考える『重大な ESG 課題』が公表

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、株式及び債券の運用を委託している運用機関に、毎年、各運用機関が考える重大な ESG 課題を確認し、その結果を公表していますが、2022年3月11日、2021年において運用機関が挙げた重大な ESG 課題を公表しました（「本公表」）。

Client Alert

本公表によれば、国内株式パッシブ運用機関全社は、「気候変動」、「不祥事」、「情報開示」、「サプライチェーン」、「ダイバーシティ」、「コーポレートガバナンス」を、国内株式アクティブ運用機関全社は、「取締役会構成・評価」、「少数株主保護（政策保有等）」、「情報開示」を、それぞれ重大な課題として挙げており、「情報開示」についてはパッシブ、アクティブ問わずすべての運用機関が共通して重大な課題と考えています。具体的には、統合報告書の作成や充実、GHG 排出量開示のほか、情報開示方針や投資家とのコミュニケーション、英語での情報開示等、開示内容だけでなく情報開示の在り方まで含めて、運用機関が重要視していることが指摘されています。

また、本公表では、各運用手法で5割超の運用機関が重大な ESG 課題として挙げた課題についても言及しており、内外株式パッシブ運用機関においては「生物多様性」を、また、国内株式運用機関においてはパッシブ、アクティブともに「人権と地域社会」を課題に挙げる機関が増加しています。

近年、ESG 課題に対する取り組みは中長期的な企業価値の向上のために重要であるとの意識のもと、投資家が各企業に対して、ESG 課題の認識とこれに対する適切な取り組みを求めるとともに、その状況の適切な開示を求める機運が高まっています。こうした中で、日本法上、ESG に関する情報については、コーポレート・ガバナンスに関する情報を除き、法定開示書類において開示することは直接的・明示的には求められていないものの、コーポレートガバナンス・コードにおいては、ESG 要素を含む非財務情報の開示の充実が求められていること、また、現在開催されている金融審議会「ディスクロージャー・ワーキンググループ」では、サステナビリティに関する開示の在り方が議論されていることから、今後 ESG 課題に対する取り組みについての情報開示の促進に向けた動きが一層進む可能性があります。本公表は、企業がかかる情報開示の拡充を検討するにあたっての一助となると考えられます。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ katsumasa.suzuki@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ risa.morita@mhm-global.com

11. 税務：外国子会社合算税制に関する近時の裁判例（東京高裁）

東京高等裁判所は、2022年3月10日、外国子会社合算税制（いわゆるタックスヘイブン税制）の適用が争われた事案について、納税者敗訴としていた東京地方裁判所における判断を破棄し、納税者勝訴の判決を言い渡しました（「本判決」）。本判決における事案の概要は、[Client Alert 2021年4月号（Vol.88）](#)をご参照ください。

本判決はまずタックスヘイブン税制の趣旨について「タックス・ヘイブンに設立した外国子会社の所得から剰余金の配当等を受け得る支配力を有している内国法人が剰余

Client Alert

金の配当等を受けずに外国子会社に留保所得を蓄積しているところに租税回避があるとみて」課税するものであると判示しました。続いて、本件資金調達スキームのもとにおいては、納税者が SPC の有する当期純利益に対する支配力を有していたとは認められず、また本件においてタックスヘイブン税制による合算課税の合理性を基礎付け、正当化する事情はなく、租税回避目的も客観系に租税回避の事態が生じているとみることもできないことを指摘した上で、本件においてタックスヘイブン税制を適用することは、その基本的な制度趣旨や理念に反し、正当化できず、したがって本件にタックスヘイブン税制を適用することはできないと判示しました。なお、本判決はなお書きで、本件に対してタックスヘイブン税制を文理解釈どおり形式的に適用できないとするのみであり、タックスヘイブン税制の適用要件や適用除外要件に、租税回避の目的や実体の有無といった要件を新たに付加するものではないとしています。

実務上、タックスヘイブン税制の検討に際しては、納税者の租税回避の意図等に関係なく形式的に適用されることを前提にすることが多く、過去に同趣旨の裁判例も見られていたことから、今回の判断は注目に値します。

本判決に対しては国より上告受理申立てがなされており、最高裁判所が何らかの判断を示すかが注目されます。

<参考資料>

[Client Alert 2021 年 4 月号 \(Vol.88\)](#)

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhm-global.com

シニア・アソシエイト 安部 慶彦

☎ 03-6213-8161

✉ yoshihiko.abe@mhm-global.com

12. 中国・アジア（インド）：インドにおける企業結合に際しての事前届出の免除措置の延長

インドの競争法（Competition Act, 2002）において、ある企業体の支配権、株式、議決権又は資産を取得する取引が同法上の「企業結合」（“combination”）の定義に該当する場合、同法及びその下位規則の定めにしたがって、事前届出を行う必要があります。

事前届出が必要となる「企業結合」に該当する基準は、当事会社の合算又は当事会社が属するグループ会社の合算において、①インド国内の資産若しくは売上高、又は②全世界における資産若しくは売上高が所定の数値基準を上回る場合とされています。例えば、ある企業体の支配権、株式、議決権又は資産を取得する取引において、当事会社が合計でインド国内において、200 億インドルピー（1 ルピー＝1.6 円で計算すると約 320

Client Alert

億円) 超の資産を有するか 600 億インドルピー (同約 960 億円) 超の売上高を有する場合は、事前届出が必要となる「企業結合」に該当するとされています。

もっとも、インド政府は、告示により、取得される側の当事会社(対象会社)の規模が小さい場合には事前届出を免除する時限措置を定めていました。具体的には、2017 年 3 月 27 日付の告示により、5 年間の間、対象会社のインド国内における資産合計が 35 億インドルピー以下である場合又はインド国内における売上高合計が 100 億インドルピー以下である場合は、事前届出が不要とされました。

当該措置の期間満了が迫った本年 3 月 16 日付で、インド政府は新たな告示を公表し、事前届出要件の免除措置をさらに 5 年間延長することとしました。免除の基準となる対象会社の資産又は売上高の基準に変更はありません。

事前届出要件の免除措置の延長は、国外からの投資を促進したいインド政府の意向が現れたものと評価でき、投資家の立場からは、事前届出の負担が引き続き一定程度軽減されることとなります。

パートナー 小山 洋平
☎ 03-5220-1824
✉ yohei.koyama@mhm-global.com
カウンセラー 臼井 慶宜
☎ 06-6377-9405
✉ yoshinori.usui@mhm-global.com

13. 新興国(メキシコ): 「先住民族及びアフロ・メキシカン並びにその共同体の文化遺産保護のための連邦法」の制定

2022 年 1 月 17 日、「先住民族及びアフロ・メキシカン並びにその共同体の文化遺産保護のための連邦法」(*Ley Federal de Protección del Patrimonio Cultural de los Pueblos y Comunidades Indígenas y Afromexicanas*。「本保護法」)が官報で公布され、翌 18 日に施行されました。

本保護法は、先住民族及びアフロ・メキシカンの人々とその共同体(「先住民族等」)の文化遺産及び集団的知的財産権の保護及び発展を保障することを目的としています。

本保護法は、先住民族等の文化遺産、知識及び文化的・伝統的表現に関する財産について集団的権利及び知的財産権を認めています。また、先住民族等の正当な同意に基づかない文化遺産等の利用を規制するべく、例えば、文化遺産等の第三者利用等に際して先住民族等の書面による許諾を必要とする規定や、先住民族等の構成員個人が第三者と締結した文化遺産等の利用等に関する契約又は合意を無効とする規定が定められています。文化遺産等の不当な利用等については、罰金等の制裁も課されます。

加えて、本保護法により、先住民族等の文化遺産等に関する保護・登録システムが創設されたほか、連邦著作権庁(INDAUTOR)による調停及び苦情処理手続等の紛争解決制度も導入されています。

Client Alert

先住民族に関する権利保護等については、「ビジネスと人権」の観点からもその重要性が指摘されているところであり、メキシコの先住民族等の文化遺産等に関わる事業を行う企業においては、本保護法に留意する必要があります。

パートナー 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhm-global.com

アソシエイト 徐 由

☎ 03-5293-4867

✉ yu.soh@mhm-global.com

アソシエイト 小林 美智

☎ 03-5293-4922

✉ misato.kobayashi@mhm-global.com

14. 国際訴訟・仲裁：米国が外国判決の承認・執行に関する新しいハーグ条約に署名

2022年3月2日、米国は、2019年にハーグ国際司法会議において採択された「民事又は商事に関する外国判決の承認及び執行に関する条約」(Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil or Commercial Matters、「ハーグ判決条約」)に署名しました。これにより、米国は、ウルグアイ、ウクライナ、イスラエル、コスタリカ及びロシアに続く、同条約の6か国目の署名国となりました。

国際仲裁判断の承認・執行については、いわゆるニューヨーク条約(1958年)が長年にわたり国際的な枠組みを提供しており、その加盟国は160か国を超えています。これに対し、外国の裁判所による判決の承認・執行については、例えばEUのブリュッセルI規則(改正)がEU域内での外国判決の承認・執行を規律している例等はありますが、これまで、仲裁におけるニューヨーク条約のような世界的な枠組みはありませんでした。殊に米国においては、外国判決の承認・執行に関する連邦法が無く、各州法に委ねられている状態にあります。

2019年に採択されたハーグ判決条約は、締約国間における外国判決の承認・執行を認める要件や承認拒絶事由を明確にすることにより、外国判決の承認・執行に関する国際的なルール・枠組みを提供し、より安定性の高い国際紛争解決の制度を実現することを目的としています。

ハーグ判決条約が、外国判決の承認・執行に関し、国際仲裁におけるニューヨーク条約のような全世界的な枠組みを提供できるようになるかは、今後どの程度の国が同条約の締約国になるかにかかっています。実際、米国が6か国目の署名国になったとはいえ、いまだ同条約を批准した国はなく、そのため同条約はなお未施行の状態です。但し、EUでも、欧州委員会(EC)が、EU諸国のハーグ判決条約への加盟を欧州理事会で決定するよう提案する等、同条約への参加に前向きな動きがありますし、今般、米国が同条約の署名に至ったことは、同条約のプレゼンスの拡大への追い風となるものと考えられま

Client Alert

す。今後も、米国議会における同条約の批准の行方や、わが国の動向を含め、ハーグ判決条約に関する展開が注目されます。

パートナー 辰野 嘉則
☎ 03-6266-8785
✉ yoshinori.tatsuno@mhm-global.com

セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『日本による対ロシア・ベラルーシ制裁の概要』
(オンデマンド配信セミナー)
視聴期間 2022年3月11日(金)～2022年4月10日(日)
講師 梅津 英明、大川 信太郎
主催 森・濱田松本法律事務所
※[こちら](#)よりご視聴の登録を受け付けております。

- セミナー 『NFT／ブロックチェーンの最新動向』
開催日時 2022年4月8日(金) 14:00～15:00
講師 増田 雅史
主催 一般社団法人ブロックチェーン推進協会 (BCCC)

- セミナー 『第4840回金融ファクシミリ新聞社セミナー「米国SPACと日本版SPACに向けた課題－SPACの基礎から日本の議論状況まで徹底解説－』
開催日時 2022年4月11日(月) 13:30～16:30
講師 五島 隆文
主催 株式会社FNコミュニケーションズ

- セミナー 『コンテンツ分野で活用されるNFTの法的課題』
開催日時 2022年4月11日(月) 17:00～18:00
講師 増田 雅史
主催 World Innovation Lab、虎ノ門ヒルズインキュベーションセンター「ARCH」

Client Alert

- セミナー 『第 4842 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「上場会社に求められるサステナビリティ開示の基礎・実務・実例～金融審議会の最新議論を踏まえ法的ポイントをおさらい～」』
開催日時 2022 年 4 月 13 日（水）13:30～16:30
講師 田井中 克之
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『セキュリティ・トークン・オファリング（STO）の法律実務の最新動向～不動産 STO・社債 STO での活用を中心に～』
開催日時 2022 年 4 月 13 日（水）10:00～12:00
講師 石橋 誠之
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『第 4844 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「今、日本企業に求められる「ビジネスと人権」の実務対応のポイント」』
開催日時 2022 年 4 月 14 日（木）13:30～16:30
講師 御代田 有恒
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『経済安全保障推進法案：今後の議論のポイントと企業実務へのインパクト』
開催日時 2022 年 4 月 14 日（木）13:30～16:30
講師 大川 信太郎
主催 株式会社金融財務研究会

- セミナー 『第 4786 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「IPO に向けた準備の全体像とポイント～IPO 前のファイナンスやアンダープライシング問題、その他の近時トピックも～」』
開催日時 2022 年 4 月 15 日（金）9:30～11:30
講師 石橋 誠之
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『コンテンツ分野で活用される NFT の法的課題』
開催日時 2022 年 4 月 16 日（土）9:00～10:30
講師 増田 雅史
主催 立命館大学大学院テクノロジー・マネジメント研究科

Client Alert

- セミナー 『NFT の法律実務に関する最新動向 ～参入相次ぐ NFT ビジネスと規制の今後～』
開催日時 2022 年 4 月 20 日（水）14:00～17:00
講師 増田 雅史
主催 株式会社新社会システム総合研究所

- セミナー 『新型コロナウイルスの影響下におけるグローバル労働法セミナー』
開催日時 2022 年 4 月 20 日（水）13:30～16:30
講師 安倍 嘉一
主催 株式会社労務行政

- セミナー 『【オンライン】フリーランス活用に潜むリスクと予防策～フリーランス・トラブルの類型と契約書の留意点～』
開催日時 2022 年 4 月 21 日（木）14:00～17:00
講師 宇賀神 崇
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～本年 4 月より施行された改正の内容を踏まえて～』
開催日時 2022 年 4 月 22 日（金）14:00～17:00
講師 田中 浩之
主催 一般社団法人企業研究会

- セミナー 『環境価値取引に関する諸論点とその調達方法 コーポレート PPA 実務と契約上の留意点』
開催日時 2022 年 4 月 25 日（月）13:15～16:15
講師 木山 二郎
主催 株式会社日本ナレッジセンター

- セミナー 『第 4855 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「法定開示書類における「サステナビリティ」開示のポイントー改訂 CG コード原則のポイントや具体的な記載例も紹介ー』
開催日時 2022 年 4 月 26 日（火）13:30～15:30
講師 宮田 俊
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

Client Alert

- セミナー 『親会社の子会社管理に関わる諸問題～不祥事事例を踏まえたコンプライアンス対策・不祥事防止を視野に～』
視聴期間 2022年4月27日（水）10:00～2022年5月27日（金）17:00
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社プロネクサス

- セミナー 『基幹インフラ事業者、重要物資の生産、重要技術の研究開発等に関与する企業等に対する実務上のインパクトと対応策「経済安全保障推進法案の4本柱と企業の備え」』
開催日時 2022年5月9日（月）16:30～18:30
講師 大川 信太郎
主催 株式会社 JPI（日本計画研究所）

文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『金融機関の法務対策 6000 講 第 IV 巻 貸出・回収編』
(2022年2月刊)



出版社 株式会社きんざい
著者 佐藤 正謙、植田 利文、樋本 義和、中島 悠助、松田 悠希、白川 佳（共著）

- 本 『機関投資家に聞く』(2022年2月刊)



出版社 株式会社商事法務
著者 澤口 実、松下 憲、桑原 周太郎、兼松 勇樹、保坂 泰貴、南田 航太郎、山岡 孝太

Client Alert

- 本 『実務問答会社法』(2022年3月刊)



出版社 株式会社商事法務
著者 渡辺 邦広、邊 英基 (共著)

- 本 『税務・法務を統合した M&A 戦略<第3版>』(2022年3月刊)



出版社 株式会社中央経済社
著者 大石 篤史、酒井 真、小山 浩、浅井 大輔、栗原 宏幸、山川 佳子、緒方 航、原田 昂、捨田利 拓実、山田 彰宏、村上 博隆、丸山 木綿子

- 本 『60分でわかる！改正個人情報保護法 超入門』(2022年3月刊)



出版社 技術評論社
著者 田中 浩之、蔦 大輔(編著)、平岡 優、本嶋 孔太郎、塩崎 耕平(著)

- 本 『外為法に基づく投資管理—重要土地等調査法・FIRRMAも踏まえた理論と実務』(2022年3月刊)



出版社 中央経済社
著者 大川 信太郎

Client Alert

- 本 『研究開発部門の新しい“働き方改革”の進め方～業績評価・人材育成・信頼関係作り・進捗管理～』（2022年3月刊）



出版社 株式会社技術情報協会
著者 田中 浩之、蔦 大輔、城戸 賢仁（共著）

- 論文 「有償で付与される譲渡予約権およびストック・オプションの法務・税務上の留意点 —株式報酬等に代わる新たな仕組み・令和元年会社法改正も踏まえて—」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2288
著者 大石 篤史、石橋 誠之、高橋 悠、間所 光洋

- 論文 「中国最新法律事情（260）中国の会社法（改正草案）」

掲載誌 国際商事法務 Vol.50 No.3
著者 鈴木 幹太、水本 真矢、呉 馳

- 論文 「日本の輸出管理制度を人権の観点から読み解く—外為法で人権の観点からの輸出管理は可能か—」

掲載誌 NBL No.1213
著者 大川 信太郎

- 論文 「個人情報保護をめぐる実務対応の最前線（第5回） 越境移転規制(1)」

掲載誌 NBL No.1214
著者 岡田 淳、北山 昇、小川 智史

- 論文 「＜論説＞事業担保・包括担保の効用と限界（下）—金融実務を踏まえて—」

掲載誌 金融法務事情 No.2179
著者 佐藤 正謙

- 論文 「類型別 不正・不祥事への初動対応 第3回 品質データ偽装」

掲載誌 ビジネス法務 2022年4月号
著者 山内 洋嗣、山田 徹、重富 賢人

Client Alert

- 論文 「企業法務のための経済安全保障 第3回 経済安全保障を読み解く主要11分野 ——投資管理編」
掲載誌 ビジネス法務 2022年4月号
著者 大川 信太郎
- 論文 「企業法務のための経済安全保障 第4回 経済安全保障を読み解く主要11分野 ——経済制裁編」
掲載誌 ビジネス法務 2022年5月号
著者 大川 信太郎
- 論文 「近時のコンプライアンス関連法制の改正及びその実務運用への影響ー公益通報者保護法改正、日本版司法取引の導入、課徴金制度改正を題材に」
掲載誌 ジュリスト No.1568
著者 山内 洋嗣
- 論文 「変化の時代のコンプライアンス」
掲載誌 ジュリスト No.1568
著者 野村 修也
- 論文 「コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえた監査役等の今後の課題と対応」
掲載誌 月刊監査役 732号
著者 松井 秀樹
- 論文 「企業法務最前線 ESG アクティビズムの動向 ——気候変動関連を中心にー」
掲載誌 月刊監査役 733号
著者 白岩 直樹
- 論文 「施行直前に慌てない！ 株主総会資料の電子提供制度の対応ポイント」
掲載誌 企業会計 Vol.74 No.4
著者 若林 功晃
- 論文 「アートやスポーツなど活用広がる NFT の法律基礎」
掲載誌 企業会計 Vol.74 No.4
著者 古市 啓

Client Alert

- 論文 「＜企業法務＞ウイグル人権問題をめぐる最新動向と各種規制の体系的理解」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.34 No.3
著者 梅津 英明、鈴木 幹太、沈 暘
- 論文 「NFT（非代替性トークン）に関する法律実務上の論点」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol.34 No.4
著者 増田 雅史
- 論文 「直前整理！改正個人情報保護法 直前でもまだ間に合う 改正の要点と対応チェック」
掲載誌 会社法務 A2Z 2022 年 3 月号
著者 田中 浩之、蔦 大輔
- 論文 「グローバルに対応が必要な個人情報保護制度」
掲載誌 会社法務 A2Z 2022 年 3 月号
著者 田中 浩之、北山 昇
- 論文 「2022 年企業法務の展望 第 3 回 海外個人情報保護規制への対応 2022 GDPR、中国個人情報保護法、CPRA 等の法改正動向と実務のトレンド」
掲載誌 BUSINESS LAWYERS
著者 田中 浩之
- 論文 「著作権法における法定損害賠償制度の再検討～追加的損害賠償の可能性を中心に～」
掲載誌 月刊パテント 第 75 巻第 2 号
著者 鄭 鈺璇
- 論文 「サステナビリティの観点を取り入れた事業活動への独禁法・競争法の適用」
掲載誌 月刊公正取引 No.856
著者 高宮 雄介
- 論文 「欧州新 SCC を中心としたグローバル越境データ移転規制の動向」
掲載誌 リーガルマインド 440 号
著者 田中 浩之

Client Alert

- 論文 「弁護士が精選！ 重要労働判例 - 第 305 回 肥後銀行（株主代表訴訟における労働時間管理に係る取締役らの善管注意義務違反）事件」
掲載誌 WEB 労政時報、労働法ナビ
著者 岸本 直也

- 論文 「The Employment Law Review 13th Edition - Japan Chapter」
掲載誌 The Employment Law Review 13th Edition
著者 安倍 嘉一、西本 良輔、森田 茉莉子、上田 雅大、山岡 孝太

- 論文 「The Dispute Resolution Review 14th Edition - Japan Chapter」
掲載誌 The Dispute Resolution Review 14th Edition
著者 辰野 嘉則、川端 遼

- 論文 「Getting the Deal Through - Financial Services M&A 2022 - Japan Chapter」
掲載誌 Getting the Deal Through - Financial Services M&A 2022
著者 戸嶋 浩二、湯川 昌紀

- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2022 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Insurance Reinsurance 2022
著者 吉田 和央

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Cybersecurity 2022 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Cybersecurity 2022
著者 小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登（共著）

- 論文 「Chambers Global Practice Guides Data Protection & Privacy 2022 - Japan Chapter」
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Data Protection & Privacy 2022
著者 小野寺 良文、田中 浩之、嶋村 直登

Client Alert

NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- **特設ページ「ロシア・ウクライナ情勢 関連情報」を開設しました**
ロシアによるウクライナへの軍事行動の開始以降、国際情勢が緊迫している中、当事務所では、ロシア・ウクライナ情勢に対応したビジネスのご支援となるべく、セミナー、ニュースレターや論文等の最新情報及び関連する法律問題、官公庁等の最新公開情報のリンクをまとめた特設ページを開設いたしました。今後も、随時アップデートしてまいります。
皆様の実務における一助となれば幸いに存じます。
⇒ [【特設ページ】「ロシア・ウクライナ情勢 関連情報」](#)
- **World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals 2022 にて高い評価を得ました**
Law Business Research が発行する World Trademark Review 1000 - The World's Leading Trademark Professionals 2022 において、当事務所は日本を代表する法律事務所 (silver) として選ばれました。また、当事務所の以下の弁護士・弁理士も各分野で高い評価を受けました。

森・濱田松本法律事務所

- ・ Firms: enforcement and litigation (Silver)
- ・ Firms: prosecution and strategy (Silver)

弁護士・弁理士

- ・ Individuals: enforcement and litigation (Silver) 三好 豊
- ・ Individuals: enforcement and litigation (Bronze) 小野寺 良文
- ・ Individuals: prosecution and strategy (Silver) 田中 尚文

- **IFLR Asia-Pacific Awards 2022 にて受賞しました**
IFLR 主催の IFLR Asia-Pacific Awards 2022 の授賞式が 2022 年 3 月 17 日にオンラインで行われ、当事務所は以下のカテゴリーにて受賞しました。
詳細は、IFLR のウェブサイトに掲載されております。

DEAL OF THE YEAR

M&A

- ・ PayPal / Paidy

- **小山 洋平 弁護士が The International A-List 2022 に選ばれました**
India Business Law Journal 誌において同誌の独自調査により、当事務所の小山 洋平 弁護士がインド関連案件のエキスパートとして The International A-List

Client Alert

2022 に選ばれました。

➤ 当事務所は依頼者を代理して課税処分¹の全部取消しの裁決を得ました

当事務所の栗原 宏幸 弁護士、坂東 慶一 弁護士、奥田 隆文 弁護士及び間所 光洋 税理士、並びに、増田晋法律事務所の増田 晋 弁護士（2020 年まで当事務所パートナー）は、株式会社サザビーリーグの創業者及び同社長の資産管理会社（「依頼者」）に合計約 210 億円の株式譲渡益の申告漏れがあるとの所得税・法人税等の各課税処分について、依頼者を代理して国税不服審判所長に審査請求を行い、2022 年 1 月、国税不服審判所長より、当該各課税処分の全部を取り消す旨の裁決を得ました。

本事案の争点は、依頼者が株式会社サザビーリーグに譲渡した同社の株式の法人税法上の時価がいくらか、というものでした。国税不服審判所長は、裁決において、同株式の時価は依頼者が主張する金額を上回るとは認められないと判断し、課税処分の全部が取り消されました。

➤ 塚田 智宏 弁護士、小林 美智 弁護士が、東京農業大学第二高等学校の高校生に法教育（講演）を行いました

2022 年 3 月 10 日に、当事務所の塚田 智宏 弁護士、小林 美智 弁護士が、東京農業大学第二高等学校（群馬県高崎市）において、近く 18 歳（改正法施行後の成人年齢）を迎える高校 2 年生を対象として、法教育（講演）を行いました。

講演では、成人年齢に達した後に消費者として留意すべき視点について、トラブルの実例を交えて説明するとともに、有権者として投票に当たって持たい視点のほか、裁判員制度等についても解説しました。

➤ 岡田 淳 弁護士が委員を務めるセーフィー株式会社 プライバシーガバナンスに関する有識者会議の取り組みが、経済産業省、総務省の「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.2」において、プライバシーガバナンスを実践する具体的事例として紹介されました

➤ 木山 二郎 弁護士がガス事業制度検討ワーキンググループ 委員に就任しました

➤ 高宮 雄介 弁護士が経済産業省「グリーン社会の実現に向けた競争政策研究会」委員に就任しました

➤ 高宮 雄介 弁護士が自由民主党政務調査会競争政策調査会に有識者として招かれ「グリーン経済に向けた事業活動と独禁法・競争法」について講演をしました

Client Alert

- 関戸 麦 弁護士が日本仲裁人協会 理事に就任しました
- 小松 岳志 弁護士が経済産業省「第5回 AI 原則の実践の在り方に関する検討会」において、「シンガポールの「AI とガバナンス」に関する取り組み」という題で発表を行いました

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com